

北海道告示第10981号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年7月5日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 感染症医療提供体制整備事業費（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費）補助金 新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関の設備整備及び医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する个人防护具に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等</p>	<p>需用費、工事請負費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		
<p>2 感染症医療提供体制整備事業費（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費）補助金 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関（重点医療機関）及び新型コ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関の設置者のうち知事が適当と認める者</p>	<p>使用料及び賃借料、備品等購入費</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		

<p>コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関が行う高度医療向け設備の整備に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号以下「規則という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助する。</p>			<p>金の控除等を行う。）</p>					
<p>3 感染症検査機関等設備整備事業 新型コロナウイルス感染症検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>北海道内に所在する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、発熱患者・診療検査医療機関、遺伝子検査登録のある衛生検査所、地方衛生研究所等のうち知事が適当と認める者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査に必要な次に掲げる検査機器等の導入に必要な備品購入費等 （1）リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） （2）等温遺伝子増幅装置 （3）全自動化学発光酵素免疫測定装置 （4）（1）から（3）の導入に付随し必要となる備品等</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		
<p>4 感染疑い患者受入医療機関設備整備事業費補助金 発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うため、予算の範囲</p>	<p>北海道医療計画各別表に定める、救命救急センター及び二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、小児地域支援病院等のうち、令和5年4月1日から5月7日までにあつて</p>	<p>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） その他知事が必要と認める書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		

<p>内で交付する。</p>	<p>は、疑い患者の診療を行う医療機関として登録され、5月8日から9月30日までにあつては疑い患者を診療した実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関のうち知事が適当と認める者とする。</p>						
<p>5 新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業 道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医師・看護師等の医療従事者の身体的・精神的負担を軽減することで、医療提供体制の維持に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>次の医療機関の開設者 (1)新型コロナウイルス感染症に対応する感染症指定医療機関 (2)新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関 (3)発熱者等診療・検査医療機関 (4)その他知事が認める医療機関</p>	<p>医療従事者が新型コロナウイルス感染症の患者対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設に宿泊若しくは休息するために必要な次の経費 (1)宿泊等経費（食事代を除く） (2)宿泊に伴う駐車料金</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>6 感染症医療提供体制整備事業費（外来対応医療機関設備整備事業費）補助金 新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関及び発熱者等診療・検査医療機関の設備整備に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の強化を図るこ</p>	<p>(令和5年5月8日以降) 新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関の設置者のうち知事が適当と認める者 (令和5年4月1日から令和5年5月7日) 発熱者等診療・検査医療機関等の設置者のうち知事が</p>	<p>需用費、工事請負費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>	

とを目的として、予算の範囲内において補助する。	適当						
-------------------------	----	--	--	--	--	--	--

- 注1 また書及び「補助金等の交付に関する権限の委任」欄は、補助金等の交付の決定等に関して知事の権限を委任する事務又は事業がある場合に記載することとし、「補助金等の交付に関する権限の委任」欄には受任者の職を記載すること。
- 2 補助金等の額の算定に当たり、寄附金その他の収入金を控除する必要があるときは、「補助率等」欄に、「寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。」と記載すること。
- 3 交付申請書の提出期限は、原則、具体の日付を記載すること。
- 4 「摘要」欄には、書類の経由その他必要な事項を記載すること。